

報 告 第 3 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 5 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ888千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 136,420	千円 △888	千円 135,532
	1 貸付金元利収入	136,420	△888	135,532
歳 入 合 計		140,585	△888	139,697

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 140,585	千円 △888	千円 139,697
	1 母子父子寡婦福祉費	140,585	△888	139,697
歳 出 合 計		140,585	△888	139,697